

○議長（高橋克朋） これより、会議を再開します。

代表質問を続行します。

金子やすゆき議員。

（金子やすゆき議員登壇）

○金子やすゆき議員 私は、市政の諸課題につきまして、7項目、これから質問をいたします。

まず、市長外交の成果について。

上田市長は、この12年間、世界冬の都市市長会を初め、姉妹都市交流事業など、市長外交を積極的に進めてこられました。その結果、市民にどのような還元がなされたのか、その具体的な成果と、大変失礼ですけれども、これに要した経費、費用対効果をお示してください。

次に、平成22年に姉妹都市提携を結んだ韓国の大田広域市について。

市長は、たびたび現地を訪問するほか、職員派遣やエレセンの展示場設置など、多額な支出を続けてこられました。しかし、ことし2月、大田市議会は、島根県隠岐の島町竹島の領有権を主張して、我が国を糾弾する決議を採択し、議員が拳を振り上げる写真をホームページに掲載しています。日本の領土を武力で占拠しておきながら、卑劣なヘイトスピーチで平和を愛する我が国の国民感情を逆なでするものであります。また、8月には、大田市議会で慰安婦像の設置が発表されたとの報道もあり、残念ながら、友好とはほど遠い状況ですが、市長はこれをどう認識されていますか。

そもそも、我が国の領有権の立場を韓国側にきちんと説明していますか。上辺だけの友好ではなく、真の理解を深めるためにも、勇気を持って抗議の意思を伝えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、庁舎内での政治活動について。

庁舎内の政党機関紙配付は、公務の円滑な遂行を妨げるものではなく、許されるとの見解がさきの3定で示されました。

もし配付が許されるならば、次に、政党機関紙を職場で読むのは許されますか。仕事中に職場で読んでいたとしたら、公務員の政治的中立性が疑われますし、もし職場で読んでいないなら、職場に配達する理由はないのでありまして、今後は、職場ではなく、自宅に配達してもらうよう職員を指導すべきではないでしょうか。

政党機関紙の代表例として、共産党のしんぶん赤旗は、庁内に多数の購読者がいることが判明しております。職員が机に赤旗新聞を置いたままでは、市民や同僚の誤解を招きかねません。行政の中立性の観点から、配付された赤旗は机に放置しないで、すぐ自分のかばんにしまうよう職員を指導すべきではないでしょうか。

また、赤旗の勧誘について、職員から、少し失礼な表現ですけれども、押し売りとかパワハラという声なき声を聞くことがありますけれども、職員のメンタルケアの観点からどう受けとめておられますか。勤務時間中のしんぶん赤旗の勧誘は遠慮してもらうべきではないでしょうか。

さらに、この問題は、実態調査の動きが全国に広がっています。鎌倉市のように、庁舎内の赤旗配付を既に禁止した自治体もあります。本市でも、赤旗の配付、勧誘などの実態をまず調査し、是正すべきではないでしょうか。その上で、政党機関紙の勧誘、配達など、庁舎内での政治活動は、赤旗に限らず、ひとしく禁止すべきと思いますが、いかがですか。

3点目に、いわゆる在日特権について。

最近、この言葉をよく耳にするわけですが、具体的にはどのようなものなのか、市民の誤解を解くために実態を明らかにすべきと考えます。

三つの問題を取り上げます。

一つは、外国人の国民健康保険、わずか3カ月の滞在で外国人も国保に加入できるとは事実ですか。

短期在留の外国人が初年度支払う保険料は月幾

らでしょうか。

外国人が医療費を不正受給する事件が起きていますが、本市はどのような対策を講じていますか。

国民健康保険とは、その名のとおり、国民が世代間で支え合う制度であり、短期で来日した外国人に与えるのは制度の趣旨と違うのではないのでしょうか。

二つ目に、外国人の扶養控除について。

ことし、会計検査院が問題を指摘しました。海外に住む扶養家族が10人を超えるなど、課税逃れが疑われる外国人が多数見つかりましたけれども、本市ではどのように海外に扶養家族の確認を行っていますか。

具体的に、本市で扶養家族が300万円を超える者と、そのうち外国人は何人か、多額の扶養控除のために所得があるのに住民税所得割が非課税となるものは何人か、また、扶養家族の人数など、概要を国籍別にお示しください。

三つ目に、児童手当について。

来日したばかりの外国人でも児童手当を受けられるとは事実でしょうか。

外国人は、日本を出国した後も再入国許可を取って住民票を残している間は、海外でも児童手当を受けられるというのは事実でしょうか。

本市で児童手当を受ける外国人保護者は何人いますか。人数、支給額などの概要を国籍別にお示しください。

4点目に、官製談合の再発防止等につきます。

私は、議員として、この4年間、官製談合が市役所に巣くう極めて深刻な病であることを痛感しました。さきの病院局の事件では、送検された北海道オフィス・マシンだけが指名停止となりましたけれども、同じ談合に参加した大丸藤井など4社は処分されていません。起訴状で容疑が明らかなのに、なぜ4社の処分を行わないのか。もし今の規則で処分できないならば、これはモラルハ

ザードを招く規則の欠陥、不備だと思います。刑事処分にかかわらず、談合は処分すると市の規則を改めるべきではありませんか。

そもそも、入札・契約業務が形骸化してきて、形式を整えることに専念するばかりで、真の目的である透明性、競争性の確保がおろそかになっています。ずさんな業務の一例を挙げるならば、予定価格の積算は一業者の見積もりをそのまま100%引用するとか、履行検査は形式だけで、実際、検査員が不在だったとか、業者の完了届に別の会社の判こが押してあったとか、年度末を過ぎてから日付をさかのぼって発注し、納品書の日付は後で改ざんするとか、さまざまな不正を私は議会で指摘をしてまいりました。定期監査でもこのような支出事務に関する厳しい指摘を毎回受けておりますが、一向に改善しない理由を監査委員はどうお考えでしょうか。

私の一案ですけれども、形式的な書類作成はまず簡素化し、競争性の部分を明確化させるなど、めり張りをつけた事務改善が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、特命随契の問題について。

これは、業者選定のなれ合いと、その結果、発注額が高どまりする二つの問題があります。

平成24年の2定で、私はこの問題を指摘して、まず、業者の選定理由をインターネットで公開するように制度が大きく改善されました。その後、特命随契の見直し、競争性の促進は進んだのか、件数、金額ではどうか、この2年間の改善状況の推移をお示しいただきたいと思います。

さらに、真にやむを得ない特命随契についても、例えば、インセンティブ契約制度など、契約金額を削減するためのさまざまな工夫の先進事例があります。本市ではどのような検討をしているか、お伺いをいたします。

五つ目に、地教行法改正に伴う教育改革につきまして、いじめや自殺、相次ぐ教員不祥事など、学校の深刻な諸問題に対して、まず、現状の教育

委員会制度の問題点を市はどのように認識しているか、そして、新しい法制度で、今後、どのように問題の是正を図っていくのか、具体的にいつから新制度に移行するのか、法改正に伴う教育改革の取り組みをお伺いいたします。

これまで、教育の独立性が違法行為の隠れみに使われてきたことについて、不適切勤務による給与の返還や北教組の政治活動など、教育者とはほど遠い行為に保護者の批判が集まっています。法改正で、今後、学校の法令違反行為へのチェック機能は強化されるのでしょうか。

次に、保護者への説明責任について、教育委員会の隠蔽体質の反省から、総合教育会議では会議の透明化が求められています。都合が悪い情報を非公開とするこれまでの悪弊は改められるのか、市民、保護者それぞれへの情報公開体制はどう改善されるのか、お伺いします。

次に、教科書選定のあり方について。

本市の採用する教科書を見ると、事実と異なる歴史が記されていることに改めて驚かされます。一例を挙げると、東京書籍の中学公民には、明治政府がアイヌの人たちの土地を奪い、アイヌの言語と文化を否定したと記述がありますけれども、そんな記録が政府、北海道庁に残っているのでしょうか。在日朝鮮人は意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちと書かれておりますが、当時、同じ日本の中で本当に強制連行があったのか、この2点、根拠法など、政府が関与した証拠をお示しいただきたいと思います。

また、在日朝鮮人の差別撤廃として、公務員の国籍条項を挙げてありますが、これを差別として教えるのは誤りではないでしょうか。

来年度は中学の教科書選定の年ですが、正しい歴史をもって祖国への誇りを育てる教科書を選定してほしいと思います。これについて、市の考え方を伺います。

6点目に、いわゆる従軍慰安婦問題について。

日本軍による朝鮮人慰安婦の強制連行説は誤

報、捏造であったとして、北海道新聞や朝日新聞が過去の記事を取り消し、謝罪したところであります。

この問題について、本市の中学、高校ではどのように教えていますか。

新聞記事の取り消しでようやく英霊の汚名は回復されましたが、史実が反転したことで本市の教育内容に修正すべき点はないのでしょうか。

東京書籍の高校教科書を読むと、慰安所が北海道にもあったとの驚きの記載がありますが、北海道のどこに慰安所があったのか、具体的に場所を教えてください。

また、この新聞記事を捏造した元記者が勤める大学に市長がエールを送ったことについて、市民から多数の批判が寄せられているようでありませう。歴史を捏造した張本人が被害者面をして教職につくのは問題だという意見がありますけれども、市長のお考えを伺います。

最後に、7点目、アイヌ施策につきまして。

10月の3定の決特で指摘をしたアイヌ施策にかかわる官製談合疑惑について、その後、調査結果は明らかになりましたか。

アイヌの人々のための施策が、アイヌとは関係ない人の利権と化していることをどうお考えでしょうか。

また、アイヌ住宅資金貸し付けのずさんな運用の実態について、市長はどう責任を受けとめておられますか。

市長は、アイヌの人たちの生活保護率のデータを引用して、いまだ格差が解消されておらず、支援を行う必要があるとご答弁されました。確かに、全道調査では保護率が44.8パーミルですが、札幌市内の数字を調べますと117.8パーミルと全道の3倍もの異常な保護率を示しています。市内ではアイヌの人484名のうち57名が生活保護を受けていて、特に豊平区では285パーミル、つまり3人に1人が生活保護を受けている計算です。

なぜ、札幌市はこんなにもアイヌの人々の生活

保護率が高いのか。そもそも市内のアイヌ人口はわずか484名ではないと思いますが、数字、統計は本当に正確なのでしょうか。生活保護を行う上で、アイヌの人をどのように判別しているのか、伺います。

さらに、この調査は、北海道アイヌ協会に委託したそうですけれども、協会に加入しているアイヌの人は約1割にすぎず、どれほど実態を反映したものか、疑問であります。補助金を受ける受益者に調査を委託すること自体が客観性に乏しいもので、今後は、外部調査機関など、より客観性が高い調査を実施すべきだと思いますがいかがか、伺います。

以上で、私の質問を全て終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（高橋克朋） 答弁を求めます。

上田市長。

○市長（上田文雄） 私からは、1番目の外交、姉妹都市等の問題についてお話をさせていただきます。そのほかに、元記者所属大学へのエールの趣旨ということで答弁をさせていただきます。

12年間の市長外交の成果と大田市との関係、交流についてということでご質問がございますが、私が行ってまいりました国際交流の主なもの、ご指摘のとおり、まず、世界冬の都市市長会、これがございます。この会議では、環境問題という地球規模の課題を主要テーマといたしましてさまざまな議論、活動を行ってまいりました。その精神をまちづくり戦略ビジョンの中にも生かしているところでございまして、市民へのそのような意味での還元ということが行われているというふうに思います。

姉妹都市との交流についても、五つの都市との間で多くの市民同士の交流というものが活発に行われてまいりまして、相互信頼、国際理解の醸成につながっているというふうに私は理解をしております。

経費がどのぐらいかかったかということであり

ますが、12年間、姉妹都市交流、それから、冬の都市市長会を合わせますと約2億円程度の事業費がかかっているというふうに思います。これに対して効果というものがどういうものがあるかというのは、先ほど申し上げましたような効果があるということでございまして、この経費は経費として、かけたものを超える効果というものがあつたというふうに私は考えております。

大田市との関係でございますが、領土問題についてどういうふうに対応したかということでありますが、これは、基本的には国家間で話し合われるべき問題であるというふうに思います。国と国との関係が難しい時期であればあるほど、市民同士が草の根レベルでの交流を行って、直接、信頼関係を築いていくということ、これを継続していくということが極めて大切だと私は認識をいたしております。

大田市とは姉妹都市提携をしたわけですが、それ以降、非常に熱心な交流が続いております。今後もさらに、そのきずなというものを強くしていくということが必要だと私は理解をいたしているところでございます。

従軍慰安婦問題との関連でございますが、元記者所属大学にエールを送るのは、通告では捏造問題のすりかえではないかというお話で、今のお話ではそういうお話はありませんでしたけれども、どういうつもりなのかということでございます。

私がエールを送った趣旨というのは、私も、この問題はかなり新聞報道等もされましたので、この記者が書かれた記事を、1991年8月11日でしたか、その日付のものと、同年12月25日ですか、この2本の記事が署名記事ということで載っておりますので、見せていただきましたけれども、それ自体が強制連行ということを行っているわけではないように私は読み取っております。慰安婦として声を上げた、そういう方が現に存在しているということ、そして、生活実態ということについて、過去を振り返り、インタビュー記事載せて

いる、こういうものでありまして、私は、それは歴史を捏造したというふうには理解をしておりますし、その後、朝日新聞の弁明によってもこれは捏造とは言えない、そういうふうには言っておられることもありますので、私も、率直に、この記事二つを読ませていただいて特に捏造しているというふうには理解をしていないところでございます。

であるにもかかわらず、それはそれとして、いろいろ評価をされるのは結構でございますけれども、私は、この大学に対して、脅迫あるいは威力業務妨害、間違いなく犯罪行為が行われていることに対して、それに屈することは、私は、大学としては本当に生命線を失うことになるのではないかと、だから頑張っていたきたいというふうに申し上げているわけでありまして、さまざまな意見を持たれるのは結構なことだというふうに思いますが、そういう多様性をそれぞれ認め合うという社会に、穏健な議論の中で、正しい道を——我々は過ちを犯しながらですよ、世の中は。それを淘汰していくにはまさに自由な議論がなされる保障をされなければならないわけでありまして、暴力や威力、こういったものによって言論が弾圧をされる、そのような社会があってはならないというふうに私は考えまして、大学こそ、そのことを実践していただかなきゃ困るという思いがございます。そのような中で、北星大学が大学の広報といたしまして毅然とした態度で臨むというような言を学長さんの名前で出しておられましたので、これはエールを送らなきゃならない、そんな思いでお話をさせていただいたところでございます。

市民からさまざまな抗議の声が届いているのではないかとこのふうにおっしゃいましたけれども、脅迫などを肯定するような意見は全く私のところには届いておりません。

以上でございます。

○議長（高橋克朋） 生島副市長。

○副市長（生島典明） 私からは、2項目めの政

党機関紙の問題、3項目めのいわゆる在日特権の問題の2項目についてお答えをいたします。

まず、2項目めの政党機関紙をめぐる諸問題につきましては、一括してお答えをいたします。

政党機関紙の購読は、個人の契約に基づくものであり、禁止する根拠もありませんので、調査する必要もないものと認識をしております。

また、勤務時間中にそれを読むことについてありますが、職員には職務専念義務があることは公務員のサービスの根本であり、職員としての基本中の基本であります。したがって、何を読んではいけないかではなく、その読むということが職務に関連するかどうかというところで判断されるべきものであります。また、職務専念義務は、職員個人個人の自覚により果たされるべきであり、それぞれの現場において管理監督者がしっかりと人事管理すべきものでございます。

次に、3項目め、いわゆる在日特権についてありますが、どのようなものがあるかという質問です。

議員がどのような意味でお使いになっているのかわかりませんが、そのようなことについては承知をしております。

次に、国民健康保険と児童手当についてでございますが、日本国として昭和54年に批准したいわゆる人権規約、また、昭和56年に批准したいわゆる難民条約、それぞれの趣旨に基づきまして、社会保険、その他の社会保障については、国籍を問わず、日本に在住する者に権利を認めることを基本として制度がつけられておりまして、日本人と同様の取り扱いであるということでございますので、概略のお答えはこのようにさせていただきます。足らざる分を補足して答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険ですが、保険料の額は所得額で異なりますので一概にはお答えできませんが、国内に源泉所得がない場合は7割軽減で、単身世帯であると仮定しますと保険料額は月額

2,000円程度になります。また、海外療養費につきましては、不正防止策として渡航実態及びレセプトを厳格にチェックしております。

次に、児童手当でございますが、外国人受給者数は合計966人、支給総額は約1億6,700万円でございます。国籍別で多い順に、中国、韓国、アメリカ、フィリピンなど40以上の国と地域でございます。最も多い中国を例にとりますと、受給者数は270人、1年間の平均支給額は14万7,741円、最高支給額は42万円でございます。

次に、外国人の扶養控除についてでございますが、海外に居住している被扶養者に関しましては、扶養関係の確認はしておりますものの、その調査には限界があるところでございます。扶養控除額が300万円を超える者は3人おまして、いずれも外国人を配偶者に持つ日本人でございます。住民税所得割は課税をされておられません。納税者1人当たりの被扶養者の人数の平均は、日本人は1.7人、外国人は2.3人、最も多いのは、日本人では15人、外国人では9人、以上であります。

○議長（高橋克朋） 井上副市长。

○副市长（井上唯文） 私から、4項目め、官製談合の再発防止、入札・契約業務の改善等についてと、7項目め、アイヌ施策にかかわる官製談合疑惑や生活保護率の実態についてお答えをいたします。

まず、病院局事件に係る入札参加者への処分と談合に関する措置基準についてでございますが、談合を行った企業に対する措置として、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき、参加停止措置を行ったものでありまして、参加停止の措置基準は行為の悪質性や責任の度合いを考慮して定めております。国やほかの政令市とほぼ同様でございます。妥当なものであると認識をしております。

次に、入札契約制度の形骸化についてと契約事務の改善の必要性についてでございますが、入札・契約に関する手続につきましては、法令等に基づ

いた具体的手続を事務処理要領に定めているところであります。この要領にのっとり適切な事務処理によりまして、入札・契約の透明性、競争性、公平性の確保を図るとともに、制度の見直しにも不断に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特命契約の件数、金額など、この間の改善状況についてでございますが、随意契約につきましては、これまでも、地方自治法等に基づき、限定的に取り扱ってきたところであります。その一環として、一定金額以上の特定随意契約案件については、議員からもお話がありましたように、より透明性を確保するために、市ホームページで公表するとともに、平成25年3月には随意契約ガイドラインを策定し、適正な運用を図っているところであります。件数、金額の年度比較は、平成24年11月公表分から集約を始めたため、示すことはできませんが、法令の趣旨を徹底することが重要と認識をしております。

次に、特命随意契約の契約金額の適正化に関する先進事例の検討状況についてでございますが、特定随意契約においても、予定価格の範囲内で適正な金額で契約をしているものと認識をしております。現時点で例として挙げられた制度についての検討は行っておりませんが、入札契約制度の見直しに当たっては、今後もさまざまな観点から調査検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、7項目め、アイヌ施策にかかわる官製談合疑惑と生活保護率の実態についてでございます。

まず、アイヌ施策にかかわる官製談合の疑惑についてでございますが、アイヌ施策の印刷物の契約については、第3回定例市議会の決算特別委員会でのご指摘を踏まえまして、現在、調査中でございます。

次に、アイヌの人々のための施策が利権と化しているのではないかというご質問でございますけれども、札幌市は、アイヌの人たちはもとより、

広く市民に対しましてアイヌ伝統文化の保存、継承、振興や生活関連の施策などに取り組んでいるところをごさいます、これが誰か特定の者の利権につながっているとは考えてはおりません。

次に、アイヌ住宅資金貸し付けについてでございますが、住宅資金の貸し付けにつきましては、定められた制度に従いまして運用しているところであり、アイヌの方々を利用しやすいよう配慮した仕組みをとっておりまして、結果、債権回収が難しくなってきた面も否めませんが、今後、制度や運用のあり方を検討するとともに、債権回収に向けて最善の努力をしてみたいと考えております。

それから、アイヌの方々の生活保護率の高さでございますけれども、北海道アイヌ生活実態調査結果で札幌市のアイヌの方々の保護率が高い理由については、詳しくはわかりませんが、一般的には、都市において、職などを求めて多くの方が転入し、その結果として保護を受ける方も多いことから保護率が高い状況にあるのではないかと考えております。

それから、アイヌ人口でございますけれども、札幌アイヌ協会が把握している札幌市内のアイヌの方々は約2,500名と聞いております。

生活保護につきましては、アイヌの方々であるかどうかにかかわらず、生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うものでありまして、業務上、アイヌの方々であるかどうかの確認はしておらず、その必要もないと考えております。

次に、アイヌ施策に係りますデータの調査の関係でございますが、北海道アイヌ協会への調査委託につきまして北海道に確認したところ、アイヌの人たちの連絡先などの情報把握が困難であることから、生活実態を的確に把握するため、道内のアイヌ団体として、唯一、法人格を有する北海道アイヌ協会に調査の協力を依頼しているとのことでした。施策の方向性を確認するため、より実効性の高い調査をすべきということでござ

いますけれども、施策の方向性を考える上では、今後とも、国や道などさまざまな調査結果を参考にするとともに、必要があれば独自の調査の実施についても考えてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋克朋） 町田教育長。

○教育長（町田隆敏） 私から、5項目めの地方教育行政法改正に伴う教育改革についてのご質問と従軍慰安婦の問題についてお答え申し上げます。

まず、地教行法の改正に伴う教育改革についてでございます。

1点目、教育委員会制度改革について、現状の教育委員会制度の問題点についてのご質問でございますが、札幌市教育委員会におきましては、国が改正理由に挙げた教育委員長と教育長の権限と責任の所在が不明確等の指摘は当てはまらないものと認識しております。新制度のもとでも、引き続き、活発な議論と適正な運用を図ってまいります。

新教育長への移行時期についてでございますが、現教育長、私が教育委員の任期中は経過措置がございまして、総合教育会議については平成27年4月から導入されます。新制度におきましても、教育委員会は最終的な執行機関でございます。今後も、市長と十分協議しつつ、その役割を果たしてまいります。

次に、学校における法令違反等のチェック機能についてのご質問でございますが、札幌市では、現行の制度下におきましても教育の政治的中立性は十分に保たれているものと考えておりますが、改正法が施行された後におきましても、引き続き、中立性は十分確保されなければならないと考えているところでございます。

それから、3点目、市民、保護者への情報公開についてでございますが、教育委員会会議の会議録をホームページで公開するなど、積極的な情報公開に努めております。今後も、引き続き、本市

の情報公開条例等に基づきながら、透明性には十分留意し、説明責任を果たしてまいります。

それから、教科書選定についてのお尋ねでございます。

現在、札幌市が採択している中学校用公民教科書につきましては、文部科学省の検定済みの教科書の中から選定したものでございます。その記述内容の真偽につきまして、教育委員会が論ずるものではないと認識しております。

また、来年度の教科書選定に当たりましては、これまでと同様、学習指導要領に基づく文部科学省の検定済み教科書の中から、さまざまな観点により、教育委員会会議で公平に議論を重ね、札幌市の子どもたちにふさわしい教科書を選んでいくこととなります。

次に、6点目の従軍慰安婦の問題についてでございますが、各市立学校における教育についてのお尋ねでございます。

各市立中学校、高等学校で使用している教科書は、全て学習指導要領に基づくとともに、文部科学省の検定を経たものでございます。その教科書の記述内容や趣旨に沿って授業が展開されております。

次に、記事取り消しに伴う教育内容の修正についてのお尋ねでございますが、例えば、平成12年に旧石器捏造事件が発覚した際には、学会等においてそのことの意味がよく議論され、その後、その成果を踏まえた教科書記述の訂正が行われました。このたびの新聞記事取り消しにかかわり教育内容が修正されるとすれば、同様の扱いになるものと思われませんが、今のところ、訂正の連絡はございません。

次に、慰安所が北海道にもあったことが高校日本史の教科書に記載されていることについてでございますが、これは、先ほど申し上げましたとおり、教科書の記述内容の真偽については教科書検定の中で論ぜられるべきものであり、教育委員会が論ずべきものではないと認識しております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋克朋） 藤江代表監査委員。

○代表監査委員（藤江正祥） 私は、4番目の官製談合の撲滅、入札・契約業務の改善についてのうち、定期監査で、毎回、支出事務に関する厳しい指摘を受けているのに一向に改善しない理由について監査委員はどう考えるかについてお答えいたします。

監査委員監査におきまして同じような指摘が続いている状況があるということにつきましては、遺憾に思っております。

しかしながら、最近では、市長部局等において内部チェックの強化や研修などの取り組みがなされており、一定の改善が図られてきていると認識しております。

今後も、各部局等において、指摘事項を踏まえ、適正な事務執行の周知徹底を図っていただきたいと考えております。

（金子やすゆき議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（高橋克朋） 金子議員。

○金子やすゆき議員 2項目、私から再質問させていただきますと思うのですが、その前に、1点、恐らく答弁漏れか、ひょっとしたら私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、そこを先に確認させていただきます。

それは、3項目めの札幌市におけるいわゆる在日特権のところでありますが、住民税の外国人の扶養控除について、先ほど生島副市長から数字の説明がございました。

本市では、300万円を超える扶養控除を受けている方がおり、3人の方でしょうか、その方は、外国人を配偶者に持つ方で、所得がありながら、住民税が課税されていないと。その方を国籍別にお示くださいというふうに質問を申し上げたはずですが、その国籍はどうか、お答えいただきたいと思っております。

それから、再質問でございますが、まず、2項



目めの庁舎内でのしんぶん赤旗の勧誘、配付などについてであります。

幾つか私が質問したところ、まとめてご答弁をいただいたということで、つぶさに申し上げた質問の回答がなかったようであります。

その中で、職員がしんぶん赤旗を購読することについて、個人の契約であると生島副市長はおっしゃいました。また、職場で勤務時間中にしんぶん赤旗等の政党機関紙を広げて読んでいることについて、これは職務との関連性をもって判断していくのだ、こういう答弁だったと思います。

であれば、職務との関連というのは一体どうやって検証するのか、誰が確認するのか、これをお答えいただきたいと思えます。

また、しんぶん赤旗の購読、配付が許されるという理由である個人の契約というところ、まさにここがポイントだと思うのですけれども、市役所で購読をした政党機関紙を職務の必要上で読むのは明らかに職務との関連性は肯定されると思うのですけれども、個人で購読したしんぶん赤旗等の政党機関紙を仕事中に読んでいるというのは職務とどう関係があるというふうに位置づけるのか、そこをきちっと説明していただきたいと思えます。

それから、7項目めのアイヌの人々が受け取っている生活保護の統計調査についてのお尋ねであります。

先ほど、私は札幌市内の数字が非常に高いと言って、その原因はアイヌの人々の生活の実態なんじゃないかという説明がありましたけれども、質問で申し上げましたように、一番数字が高い豊平区では、3人に1人の方が生活保護を受けている計算になっております。計算上はです。余りにこれは数字が高いですよ。私は、その統計数字がそもそも間違っているんじゃないかという疑いを持って質問させていただきました。

札幌市がまとめた数字の中で、生活保護上の統計調査ではアイヌ人口484名と、そういう母集団

をもとに割り算をしてこの高い数字を計算しているんですけども、先ほどの答弁では、アイヌ人口は約2,000名ぐらいだというふうにおっしゃっていたかと思います。そうすると、割り算する母集団が484名と2,000名では全然違いますよね。この結果をもとに、市長は、アイヌの人々は差別を受けたり困窮しているというふうにおっしゃっているわけですから、その統計結果が本当にこれで正しいのか。私は、その母集団も含めて、きちっと正しい調査を行うべきでないのかという指摘を申し上げたわけですが、この2点、ご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋克朋） 生島副市長。

○副市長（生島典明） まず、税金の関係ですが、私がお答えしたのは、扶養控除額が300万円を超える者は3人おり、いずれも外国人を配偶者に持つ日本人で、住民税所得割は課税されていないということで、所得はあるけれども、税金を払っていないというのは日本人です。（「配偶者の国籍です」と呼ぶ者あり）

配偶者の国籍ですか。

配偶者の国籍はフィリピンでございます。3人ともそうです。

それと、2番目のいわゆる機関紙を読むことと職務との関連を誰が判断するかということですが、第一義的には読んでいる本人であります。疑義があれば、管理監督者がそれを確認するということになろうかと思えます。

また、個人が買っているものが職務と関係あるのかということですが、職務に関係あるものが全て税金によって購入されるというものではありません。我々も、さまざまな書籍であるとか、さまざまなものをポケットマネーで買って読むということは多々あることであります。

以上であります。

○議長（高橋克朋） 井上副市長。

○副市長（井上唯文） アイヌの方の保護率の関係でございますが、この数値でございますけれど

も、道のほうで行いました実態調査に札幌市内で回答された方が484名です。その方々のうちで生活保護を受けている方の率を出しておりますので、こういう率になっていると。

したがって、札幌市内全体でアイヌの方がどのような保護を受けているかについては、生活保護制度自体がそういう観点で行っておりませんので、その数字は持ってございません。

○議長（高橋克朋） 以上で、代表質問は全て終了しました。